各位

会社名 三菱UF J 投信株式会社

(管理会社コード 13444)

代表者名 取締役社長

金上 孝

問合せ先 商品ディスクロージャー部 井上 靖

(TEL. 03-6250-4910)

MAXIS ETFの投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は、以下のファンドの投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、 お知らせいたします。

記

1. 銘柄名 (コード)

MAXIS トピックス・コア30上場投信(1344)

MAXIS 日経225上場投信(1346)

MAXIS トピックス上場投信 (1348)

MAXIS 海外株式 (MSCIコクサイ) 上場投信 (1550)

MAXISトピックスリスクコントロール (5%) 上場投信 (1567)

MAXISトピックスリスクコントロール (10%) 上場投信 (1574)

MAXIS JPX日経インデックス400上場投信 (1593)

MAXIS Jリート上場投信 (1597)

MAXIS S&P三菱系企業群上場投信 (1670)

2. 変更の理由

投資信託及び投資法人に関する法律および関係法令等の改正に伴い所要の変更および約款記載の整備を行うもの。

3. 変更の内容

詳細は別添の新旧対照表をご参照ください。

4. 日程

平成 26 年 11 月 28 日

金融庁届出日

平成 26 年 12 月 1 日

変更日

5. 変更に関する書面決議の方法及び期日

上記変更につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議は行いません。

MAXIS トピックス・コア30上場投信

変更前(旧) 変更後 (新) (投資の対象とする資産の種類) (投資の対象とする資産の種類<u>等</u>) 第18条 (略) 第18条 (略) <新設> ② デリバティブ取引等(金融商品取引業等 に関する内閣府令第130条第1項第8号に 定めるデリバティブ取引をいう。) につい ては、金利、通貨の価格、金融商品市場に おける相場その他の指標に係る変動その 他の理由により発生し得る危険に対応す る額として、一般社団法人投資信託協会規 則に定める合理的な方法により算出した 額が信託財産の純資産総額を超えないる ととします。

(利害関係人等との取引等)

第20条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(略)、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

(略)

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(略)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条、掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引に表別をすることができ、受託者は、委託者の他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

(略)

(信託契約の解約)

第46条 (略)

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、

(利害関係人等との取引等)

- 第20条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(略)および受託者の利害関係人(略)、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。(略)
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(略)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第18条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができるできます。

(略)

(信託契約の解約)

第46条 (略)

(略)

(略)

(信託約款の変更等)

第51条(略)

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項 にあっては、その内容が重大なものに該当 する場合に限ります。以下、併合と合わせ て「重大な約款の変更等」といいます。) について、書面決議を行います。(略)
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の<u>半数以上であって、</u> 当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(略)

(信託約款の変更等)

第51条 (略)

② 委託者は、前項の変更または併合(変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面決議を行います。(略)

以上に当たる多数をもって行います。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使する ことができる受益者の議決権の3分の2 以上に当たる多数をもって行います。

(略)

MAXIS 日経225上場投信

 変更的(旧)
 変更後(新)

 (投資の対象とする資産の種類)
 (投資の対象とする資産の種類等)

 第18条(略)
 第18条(略)

 <新設>
 ② デリバティブ取引等(金融商品取引業等

 に関する内閣府令第130条第1項第8号に

 室内をご用がたくず取引ないを)となる。

に関する内閣府令第130条第1項第8号に 定めるデリバティブ取引をいう。)につい ては、金利、通貨の価格、金融商品市場に おける相場その他の指標に係る変動その 他の理由により発生し得る危険に対応す る額として、一般社団法人投資信託協会規 則に定める合理的な方法により算出した 額が信託財産の純資産総額を超えないこ ととします。

(利害関係人等との取引等)

第20条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(略)、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

(略)

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(略)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、<u>前2条</u>掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取の指図をすることができ、受託者は、委託者の他これらに類する行為を行うことができます。当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

(略)

(信託契約の解約)

第46条 (略)

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、

(利害関係人等との取引等)

- 第20条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(略)および受託者の利害関係人(略)、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。(略)
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(略)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第18条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができるできます。

(略)

(信託契約の解約)

第46条 (略)

(略)

(略)

(信託約款の変更等)

第51条(略)

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項 にあっては、その内容が重大なものに該当 する場合に限ります。以下、併合と合わせ て「重大な約款の変更等」といいます。) について、書面決議を行います。(略)
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の<u>半数以上であって、</u> 当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(略)

(信託約款の変更等)

第51条 (略)

② 委託者は、前項の変更または併合(変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面決議を行います。(略)

以上に当たる多数をもって行います。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使する ことができる受益者の議決権の3分の2 以上に当たる多数をもって行います。

(略)

MAXIS トピックス上場投信

変更前 (旧) 変更後 (新) (投資の対象とする資産の種類) (投資の対象とする資産の種類<u>等</u>) 第18条 (略) 第18条 (略) <新設> ② デリバティブ取引等(金融商品取引業等 に関する内閣府令第130条第1項第8号に 定めるデリバティブ取引をいう。) につい ては、金利、通貨の価格、金融商品市場に おける相場その他の指標に係る変動その 他の理由により発生し得る危険に対応す る額として、一般社団法人投資信託協会規 則に定める合理的な方法により算出した 額が信託財産の純資産総額を超えないる ととします。

(利害関係人等との取引等)

第20条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(略)、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

(略)

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(略)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条、掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引により、第25条、第28条および第29条に掲げる取引をすることができ、受託者は、委託者の担いより、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

(略)

(信託契約の解約)

第46条 (略)

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、

(利害関係人等との取引等)

- 第20条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(略)および受託者の利害関係人(略)、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。(略)
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(略)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第18条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができるに当該取引、当該行為を行うことをいてきます。

(略)

(信託契約の解約)

第46条 (略)

(略)

(略)

(信託約款の変更等)

第51条(略)

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項 にあっては、その内容が重大なものに該当 する場合に限ります。以下、併合と合わせ て「重大な約款の変更等」といいます。) について、書面決議を行います。(略)
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の<u>半数以上であって、</u> 当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(略)

(信託約款の変更等)

第51条 (略)

② 委託者は、前項の変更または併合(変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面決議を行います。(略)

以上に当たる多数をもって行います。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使する ことができる受益者の議決権の3分の2 以上に当たる多数をもって行います。

(略)

MAXIS 海外株式 (MSCIコクサイ) 上場投信

変更前(旧)	変更後(新)
(信託契約の解約)	(信託契約の解約)
第42条(略)	第42条(略)
⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使する	⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使する
ことができる受益者の半数以上であって、	ことができる受益者の議決権の3分の2
当該受益者の議決権の3分の2以上に当	以上に当たる多数をもって行います。
たる多数をもって行います。	
(略)	(略)
(信託約款の変更等)	(信託約款の変更等)
第47条(略)	第47条(略)
② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項	② 委託者は、前項の変更または併合(変更
にあっては、その内容が重大なものに該当	にあっては、その変更の内容が重大なもの
する場合に限ります。以下、併合と合わせ	に該当する場合に限り、併合にあっては、
て「重大な約款の変更等」といいます。)	その併合が受益者の利益に及ぼす影響が
<u>について、</u> 書面決議を行います。(略)	<u>軽微なものに該当する場合を除きます。以</u>
	下、「重大な約款の変更等」といいます。)
	<u>をしようとする場合には、</u> 書面決議を行い
	ます。(略)
④ 第2項の書面決議は議決権を行使する	④ 第2項の書面決議は議決権を行使する
ことができる受益者の <u>半数以上であって、</u>	ことができる受益者の議決権の3分の2
<u>当該受益者の</u> 議決権の3分の2以上に当	以上に当たる多数をもって行います。
たる多数をもって行います。	
(略)	(略)

MAXISトピックスリスクコントロール (5%) 上場投信

(信託契約の解約) 第42条(略) ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使する ことができる受益者の半数以上であって、 当該受益者の議決権の3分の2以上に当 たる多数をもって行います。 (略) (信託約款の変更等) 第47条(略) ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項 にあっては、その内容が重大なものに該当 する場合に限ります。以下、併合と合わせ て「重大な約款の変更等」といいます。) について、書面決議を行います。(略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使する ことができる受益者の難決権を行使する ことができる受益者の難決権を行使する ことができる受益者の難決権を行使する ことができる受益者の難決権の3分の2以上に当 たる多数をもって行います。 (略) (信託約款の変更等) 第47条(略) ② 委託者は、前項の変更または併合(変更 にあっては、その変更の内容が重大なもの に該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が 軽微なものに該当する場合を除きます。以 下、「重大な約款の変更等」といいます。) をしようとする場合には、書面決議を行います。(略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使する ことができる受益者の議決権の3分の2 以上に当たる多数をもって行います。 (略)	変更前(旧)	変更後(新)
 ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の 当該受益者の 議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。 (略) ⑥ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。 (略) (信託約款の変更等) 第47条(略) ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。(略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の 主とができる受益者の 当該受益者の 議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。 ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の 当該受益者の 議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。 	(信託契約の解約)	(信託契約の解約)
ことができる受益者の 主数以上であって、当該受益者の 当該受益者の 議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。 (略) (略) (信託約款の変更等) ((信託約款の変更等) 第47条(略) (2) 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。) ((信託約款の変更等) (本) ((信託約款の変更等) ((信託約款の変更等) ((信託約款の変更等) ((を) ((信託約款の変更等) ((信託約款の変更等) ((信託約款の変更等) ((を) ((信託約款の変更等) ((信託約款の変更等) ((信託約款の変更等) ((を) ((を) ((を) ((を) ((を) ((を) <td>第42条(略)</td> <td>第42条(略)</td>	第42条(略)	第42条(略)
当該受益者の たる多数をもって行います。 (略) 以上に当たる多数をもって行います。 (信託約款の変更等) (略) 第47条(略) ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項 にあっては、その内容が重大なものに該当 する場合に限ります。以下、併合と合わせ て「重大な約款の変更等」といいます。) について、書面決議を行います。(略) ② 委託者は、前項の変更または併合(変更 にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、 その併合が受益者の利益に及ぼす影響が 軽微なものに該当する場合を除きます。以 下、「重大な約款の変更等」といいます。) をしようとする場合には、書面決議を行います。(略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使する ことができる受益者の に該当する場合には、書面決議を行います。(略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使する ことができる受益者の議決権の3分の2以上に当 たる多数をもって行います。	⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使する	⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使する
(信託約款の変更等) 第47条(略) ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項 にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。) について、書面決議を行います。(略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の 議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。(略) (信託約款の変更等) 第47条(略) ② 委託者は、前項の変更または併合(変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。) をしようとする場合には、書面決議を行います。(略)	ことができる受益者の <u>半数以上であって、</u>	ことができる受益者の議決権の3分の2
(略) (信託約款の変更等) 第47条(略) ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。(略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。 (略) (信託約款の変更等) 第47条(略) ② 委託者は、前項の変更または併合(変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面決議を行います。(略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。	当該受益者の議決権の3分の2以上に当	以上に当たる多数をもって行います。
(信託約款の変更等) 第47条(略) ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。(略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。	たる多数をもって行います。	
 第47条(略) ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。) (正ついて、書面決議を行います。(略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。 第47条(略) ② 委託者は、前項の変更または併合(変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。) をしようとする場合には、書面決議を行います。 ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。 	(略)	(略)
 第47条(略) ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。) (正ついて、書面決議を行います。(略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。 第47条(略) ② 委託者は、前項の変更または併合(変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。) をしようとする場合には、書面決議を行います。 ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。 		
 ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。(略) ② 委託者は、前項の変更または併合(変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面決議を行います。(略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の選決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。 	(信託約款の変更等)	(信託約款の変更等)
にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。(略) ② 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。	第47条(略)	第47条(略)
する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。) について、書面決議を行います。(略) に該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。) をしようとする場合には、書面決議を行います。(略) 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の強決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。	② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項	② 委託者は、前項の変更または併合(変更
 で「重大な約款の変更等」といいます。) について、書面決議を行います。(略) 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の きる多数をもって行います。 での併合が受益者の利益に及ぼす影響が 軽微なものに該当する場合を除きます。以 下、「重大な約款の変更等」といいます。) をしようとする場合には、書面決議を行います。(略) 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。 	にあっては、その内容が重大なものに該当	にあっては、その変更の内容が重大なもの
ECONT、書面決議を行います。(略) 軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面決議を行います。(略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。 ・おきなりできるのである。 ・おきなりできるのできるのできるのででいます。	する場合に限ります。以下、併合と合わせ	に該当する場合に限り、併合にあっては、
下、「重大な約款の変更等」といいます。) をしようとする場合には、書面決議を行います。(略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使する ことができる受益者の半数以上であって、 当該受益者の議決権の3分の2以上に当 たる多数をもって行います。		その併合が受益者の利益に及ぼす影響が
② 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の ② 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の 当該受益者の ※決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。 なる多数をもって行います。	<u>について、</u> 書面決議を行います。(略)	
ます。(略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使する ことができる受益者の <u>半数以上であって、</u> 当該受益者の議決権の3分の2以上に当 たる多数をもって行います。 ます。(略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使する ことができる受益者の議決権の3分の2 以上に当たる多数をもって行います。		下、「重大な約款の変更等」といいます。)
第2項の書面決議は議決権を行使する ことができる受益者の <u>半数以上であって、</u> <u>当該受益者の</u> 議決権の3分の2以上に当 たる多数をもって行います。 第2項の書面決議は議決権を行使する ことができる受益者の議決権の3分の2 以上に当たる多数をもって行います。		<u>をしようとする場合には、</u> 書面決議を行い
ことができる受益者の <u>半数以上であって、</u> 当該受益者の 議決権の3分の2以上に当 たる多数をもって行います。		ます。(略)
<u>当該受益者の</u> 議決権の3分の2以上に当 以上に当たる多数をもって行います。 たる多数をもって行います。	④ 第2項の書面決議は議決権を行使する	④ 第2項の書面決議は議決権を行使する
たる多数をもって行います。		
		以上に当たる多数をもって行います。
(略)		
	(略)	(略)

MAXISトピックスリスクコントロール (10%) 上場投信

(信託契約の解約) 第42条(略) ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使する ことができる受益者の半数以上であって、 当該受益者の議決権の3分の2以上に当 たる多数をもって行います。 (略) (信託約款の変更等) 第47条(略) ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項 にあっては、その内容が重大なものに該当 する場合に限ります。以下、併合と合わせ て「重大な約款の変更等」といいます。) について、書面決議を行います。(略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使する ことができる受益者の 選決権を行けする ことができる受益者の に該当する場合に限り、併合にあっては、 その併合が受益者の利益に及ぼす影響が 軽微なものに該当する場合を除きます。以 下、「重大な約款の変更等」といいます。) をしようとする場合には、書面決議を行います。(略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使する ことができる受益者の 選決権の3分の2以上に当 たる多数をもって行います。 (略) (信託契約の解約) 第42条(略) ⑤ 第3項の書面決議は議決権の3分の2 以上に当たる多数をもって行います。 (略)	変更前(旧)	変更後(新)
 ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。 (略) (信託約款の変更等) 第47条(略) ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。) (下重大な約款の変更等」といいます。) (本の付金が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。) (本の併金が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。) (本の併金が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。) (本しようとする場合には、書面決議を行います。のをしようとする場合には、書面決議を行います。 (本の作金が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。) (本しようとする場合には、書面決議を行います。 (本の作金が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。) (本しようとする場合には、書面決議を行います。(本のようとする場合には、書面決議を行います。) (本の作金が受益者の議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。	(信託契約の解約)	(信託契約の解約)
ことができる受益者の 主装以上であって、当該受益者の 当該受益者の 議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。 (略) (略) (信託約款の変更等) ((信託約款の変更等) 第47条(略) (2) 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。) ((信託約款の変更等) (本) ((信託約款の変更等) ((電話約款の変更等) ((信託約款の変更等) ((電話約款の変更等) ((信託約款の変更等) ((電話約款の変更等) ((信託約款の変更等) ((電話約款の変更等) ((電話約款の変更等) ((電話約款の変更等) ((電話約款の変更等) ((国を) ((電話約款の変更等) ((国を) ((国を) ((国を) (国を) ((国を) (国を) ((国を) (国を)	第42条 (略)	第42条(略)
当該受益者の 議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。 (略) 以上に当たる多数をもって行います。 (略) (略) (信託約款の変更等) (信託約款の変更等) 第47条(略) ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その強力をが重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面決議を行います。(略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の (略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の (本を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。	⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使する	⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使する
(略) (信託約款の変更等) 第47条(略) ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項 にあっては、その内容が重大なものに該当 する場合に限ります。以下、併合と合わせ て「重大な約款の変更等」といいます。) について、書面決議を行います。(略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の 主とができる受益者の 主とができるの に略) (略) (信託約款の変更等) (信託約款の変更等) (信託約款の変更等) (信託約款の変更等) (信託約款の変更等) (に該当する場合に限り、併合にあっては、 その併合が受益者の利益に及ぼす影響が 軽微なものに該当する場合を除きます。以 下、「重大な約款の変更等」といいます。) をしようとする場合には、書面決議を行います。 (略) (第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。	ことができる受益者の <u>半数以上であって、</u>	ことができる受益者の議決権の3分の2
(略) (信託約款の変更等) 第47条(略) ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。(略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の難決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。 (略) (信託約款の変更等) 第47条(略) ② 委託者は、前項の変更または併合(変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面決議を行います。(略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。	当該受益者の議決権の3分の2以上に当	以上に当たる多数をもって行います。
(信託約款の変更等) 第47条(略) ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。(略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。	たる多数をもって行います。	
 第47条(略) ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。(略) ② 委託者は、前項の変更または併合(変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面決議を行います。(略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。 	(略)	(略)
 第47条(略) ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。(略) ② 委託者は、前項の変更または併合(変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面決議を行います。(略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。 		
 ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。(略) ② 委託者は、前項の変更または併合(変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面決議を行います。(略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。 	(信託約款の変更等)	(信託約款の変更等)
にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。(略) ② 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。	第47条 (略)	第47条(略)
正該当する場合に限り、併合にあっては、 て「重大な約款の変更等」といいます。) について、書面決議を行います。(略) 「無力である受益者の事面決議は議決権を行使する。ことができる受益者の主数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。	② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項	② 委託者は、前項の変更または併合(変更
 て「重大な約款の変更等」といいます。) について、書面決議を行います。(略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。 その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。) をしようとする場合には、書面決議を行います。(略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。 	にあっては、その内容が重大なものに該当	<u>にあっては、その変更の内容が重大なもの</u>
ECONT、書面決議を行います。(略) 軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面決議を行います。(略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。 ・大きを受益者の表決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。	する場合に限ります。以下、併合と合わせ	に該当する場合に限り、併合にあっては、
下、「重大な約款の変更等」といいます。) <u>をしようとする場合には、</u> 書面決議を行います。(略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使する ことができる受益者の <u>半数以上であって、</u> 当該受益者の 洗決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。	て「重大な約款の変更等」といいます。)	その併合が受益者の利益に及ぼす影響が
② 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の ② 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の 当該受益者の ※決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。 なる多数をもって行います。	<u>について、</u> 書面決議を行います。(略)	<u>軽微なものに該当する場合を除きます。以</u>
ます。(略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使する ことができる受益者の半数以上であって、 当該受益者の議決権の3分の2以上に当 たる多数をもって行います。 ・ ます。(略) ・ 第2項の書面決議は議決権を行使する ことができる受益者の議決権の3分の2 以上に当たる多数をもって行います。		下、「重大な約款の変更等」といいます。)
第2項の書面決議は議決権を行使する ことができる受益者の <u>半数以上であって、</u> <u>当該受益者の</u> 議決権の3分の2以上に当 たる多数をもって行います。 第2項の書面決議は議決権を行使する ことができる受益者の議決権の3分の2 以上に当たる多数をもって行います。		<u>をしようとする場合には、</u> 書面決議を行い
ことができる受益者の <u>半数以上であって、</u> 当該受益者の 議決権の3分の2以上に当 たる多数をもって行います。		0.70
当該受益者の 議決権の3分の2以上に当 以上に当たる多数をもって行います。	④ 第2項の書面決議は議決権を行使する	④ 第2項の書面決議は議決権を行使する
たる多数をもって行います。		
	当該受益者の議決権の3分の2以上に当	以上に当たる多数をもって行います。
(略)		
	(略)	(略)

MAXIS JPX日経インデックス400上場投信

変更前 (旧)

変更後 (新)

(投資の対象とする資産の種類<u>等</u>)

(投資の対象とする資産の種類)

第18条 (略)

第18条(略)

<新設>

② デリバティブ取引等(金融商品取引業等 に関する内閣府令第130条第1項第8号に 定めるデリバティブ取引をいう。) については、金利、通貨の価格、金融商品市場に おける相場その他の指標に係る変動その 他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した 額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

(利害関係人等との取引等)

第20条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(略)、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条、第31条および第32条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

(略)

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(略)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、<u>前2条</u>掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条、第31条および第32条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

(略)

(利害関係人等との取引等)

第20条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(略)および受託者の利害関係人(略)、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条、第31条および第32条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

(略)

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(略)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第18条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条、第31条および第32条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

(略)

(信託契約の解約)

第49条 (略)

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使する

(信託契約の解約)

第49条(略)

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使する

ことができる受益者の<u>半数以上であって、</u> <u>当該受益者の</u>議決権の3分の2以上に当 たる多数をもって行います。

(略)

ことができる受益者の議決権の3分の2 以上に当たる多数をもって行います。

(略)

(信託約款の変更等)

第54条 (略)

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項 にあっては、その内容が重大なものに該当 する場合に限ります。以下、併合と合わせ て「重大な約款の変更等」といいます。) について、書面決議を行います。(略)
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、 当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(略)

(信託約款の変更等)

第54条 (略)

- ② 委託者は、前項の変更または併合(変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面決議を行います。(略)
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使する ことができる受益者の議決権の3分の2 以上に当たる多数をもって行います。

(略)

MAXIS Jリート上場投信

資産の種類 <u>等</u>) ブ取引等(金融商品取引業等
原令第130条第1項第8号に ディブ取引をいう。)につい 通貨の価格、金融商品市場に この他の指標に係る変動その り発生し得る危険に対応す 一般社団法人投資信託協会規 う理的な方法により算出した この純資産総額を超えないこ
有価証券等) <u>もしくは新投資口予約権証券</u> 投資証券(略)
取引等)受益者の保護に支障を生じるのであり、かつ信託業ならで表決して関する法律ならのと関する法律なられば、委託者のの法人に関するは、委託者のの法人の場合のでは、のの法人の場合のでは、第26条のの話者ののでは、のの主要を発生のでは、では、ののようには、ないのは、ののようには、ないのは、ののようには、は、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して

29条に掲げる取引その他これらに類する

行為を行うことの指図をすることができ、 受託者は、委託者の指図により、当該投資

等ならびに当該取引、当該行為を行うこと

ができます。

(略)

(略)

の他これらに類する行為を行うことの指

図をすることができ、受託者は、委託者の

指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

(信託契約の解約)

第46条 (略)

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の<u>半数以上であって、</u> <u>当該受益者の</u>議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(略)

(信託契約の解約)

第46条 (略)

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使する ことができる受益者の議決権の3分の2 以上に当たる多数をもって行います。

(略)

(信託約款の変更等)

第51条(略)

- ② 委託者は、<u>前項の事項(前項の変更事項</u>にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。) について、書面決議を行います。(略)
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の<u>半数以上であって、当該受益者の</u>議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(略)

(信託約款の変更等)

第51条(略)

- ② 委託者は、前項の変更または併合(変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面決議を行います。(略)
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使する ことができる受益者の議決権の3分の2 以上に当たる多数をもって行います。

(略)

MAXIS S&P三菱系企業群上場投信

変更前(旧) 変更後 (新) (投資の対象とする資産の種類) (投資の対象とする資産の種類<u>等</u>) 第18条 (略) 第18条 (略) <新設> ② デリバティブ取引等(金融商品取引業等 に関する内閣府令第130条第1項第8号に 定めるデリバティブ取引をいう。) につい ては、金利、通貨の価格、金融商品市場に おける相場その他の指標に係る変動その 他の理由により発生し得る危険に対応す る額として、一般社団法人投資信託協会規 則に定める合理的な方法により算出した 額が信託財産の純資産総額を超えないる ととします。

(利害関係人等との取引等)

第20条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(略)、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

(略)

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(略)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条、掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引により、第25条、第28条および第29条に掲げる取引をすることができ、受託者は、委託者の担いより、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

(略)

(信託契約の解約)

第46条(略)

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、

(利害関係人等との取引等)

- 第20条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(略)および受託者の利害関係人(略)、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。(略)
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の制度を行う他の信託財産との間で、第18条第1項および前条に掲げる資産への投資策ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができるできます。

(略)

(信託契約の解約)

第46条 (略)

(略)

_____ (信託約款の変更等)

第51条(略)

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項 にあっては、その内容が重大なものに該当 する場合に限ります。以下、併合と合わせ て「重大な約款の変更等」といいます。) について、書面決議を行います。(略)
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の<u>半数以上であって、</u> 当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(略)

以上に当たる多数をもって行います。

(略)

(信託約款の変更等)

第51条 (略)

- ② 委託者は、前項の変更または併合(変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面決議を行います。(略)
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使する ことができる受益者の議決権の3分の2 以上に当たる多数をもって行います。

(略)

以上